#### ○都城市水道事業給水条例施行規程

平成29年4月1日

都城市上下水道事業管理規程第15号

改正 平成30年12月19日都城市上下水道局管理規程第13号

### 目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条-第12条)
- 第3章 給水 (第13条—第19条)
- 第4章 料金、加入金及び手数料 (第20条―第27条)
- 第5章 管理 (第28条—第30条)
- 第6章 貯水槽水道(第31条)
- 第7章 雑則(第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、都城市水道事業給水条例(平成18年条例第292号。以下「条例」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(世帯及び箇所の定義)

第2条 条例第3条に規定する世帯とは独立した家屋又はこれと同等の機能を有する共同住宅及び会社等の寮の1室をいい、箇所とは住居、事業所たるを問わず独立した家屋又は共用施設等で明確な所有者又は代表者を有するものをいう。

(共用給水装置の転用)

第3条 共用給水装置の使用者が1世帯又は1箇所となったときは、専用給水装置とみなして給水する。

(共用給水装置の使用者の連帯責任)

第4条 共用給水装置使用者は、メーターの保管その他条例及びこの規程に定める 使用者の義務について、連帯して責任を負うものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込等)

- 第5条 条例第4条第1項の規定により給水装置の新設等の申込みをしようとする者は、給水装置工事承認願(様式第1号)を上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。なお、承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 条例第4条第1項の規定により給水装置を撤去しようとする者は、給水装置廃 止届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 条例第4条第4項の規定により申込みの撤回をしようとする者は、給水装置工 事申込撤回届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(申込者の誓約書及び利害関係者の同意書等)

- 第6条 条例第4条第2項に規定する申込者の誓約書又は利害関係者の同意書等の 提出を求めることができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合であっ て、当該各号に掲げるものの提出を求めるものとする。
  - (1) 給水管から分岐する給水装置(以下「分岐給水装置」という。)の新設の申込みをしようとする場合 申込者の分岐に係る誓約書(様式第4号)及び当該給水装置所有者の分岐承諾書(様式第5号)
  - (2) 他人の所有地(これを通過する場合を含む。)又は家屋に給水装置の新設 又は改造の申込みをしようとする場合 申込者の土地家屋使用に係る誓約書 (様式第6号)及び当該土地家屋所有者の土地家屋使用承諾書(様式第7号)
  - (3) 給水装置に関する権利を譲渡した場合は、給水装置所有権移転届(様式第8号)を市長に提出するものとする。
  - (4) その他市長が必要があると認める場合 同意書等

(給水管撤去等の際の分岐給水装置の処置)

- 第7条 給水管の所有者が給水装置を撤去したときは、分岐給水装置もこれを撤去 したものとみなす。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。
  - (1) 分岐給水装置の所有者が変更工事の届出をしたとき。
  - (2) 撤去される当該給水装置の給水管を取得した旨の届出をしたとき。
  - (3) 分岐給水装置が複数あるときは、その所有者のいずれかが前号の届出をしたとき。

(配水管未布設区域の申込)

- 第8条 申込者は、条例第4条第3項ただし書の規定により次に掲げる道路に布設 した給水管を市に寄附するときは、公道に埋設されている給水管の寄附について (様式第9号)により市に寄附の申し出をするものとする。
  - (1) 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路
  - (2) 里道
  - (3) 市道の認定をされていない道路のうち市の管理するもの

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第7条に規定する給水管及び給水用具について必要な事項は、市長が 別に定める。

(給水装置の設計審査及び工事竣工検査)

- 第10条 指定給水装置工事事業者は、条例第6条第2項により給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ関係図書を添えて、設計審査申出書(様式第10号)により、市長に申し出なければならない。この場合において、審査の結果修正を要求されたときは、7日以内にこれを行い、改めて市長の審査を受けなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、前項の工事が完成した場合は、速やかに竣工検査 申出書(様式第11号)により、市長に検査を申し出るものとする。この場合にお いて、検査の結果手直しを要求されたときは、7日以内にこれを行い、改めて検 査を受けなければならない。

(給水装置の変更等の工事費用)

第11条 条例第8条第2項に規定する工事の費用は、第30条第1項に規定する修理 費に準じて算定するものとする。

(給水装置工事設計施工マニュアル)

第12条 給水装置の工事及び施工に関し必要な事項は、都城市上下水道局が発行する給水装置工事設計施工マニュアルに定める。

第3章 給水

(直接の給水)

第13条 配水管から直接給水できる建物の階数は、2階までとする。ただし、別に 定める基準に該当する場合は、この限りでない。 (無届の水道使用)

第14条 条例第10条に規定する給水契約の申込みをしないで給水装置を使用した場合は、現使用者が前使用者に引き続いて当該給水装置を使用したものとみなし、水道料金(以下「料金」という。)を徴収することができる。

(既設管の接続に関する誓約)

第15条 給水装置工事承認願において、止むを得ず既設管(井戸水配管等)を使用 して給水を申し込む場合は、既設管接続誓約書(様式第12号)を市長に提出しな ければならない。

(メーターの設置基準)

- 第16条 条例第14条第2項の規定によるメーター(以下「メーター」という。)は、 1給水装置につき1個設置するものとする。ただし、直結増圧式給水(給水管の 途中に増圧装置(配水管からの水圧を増加させる装置をいう。)を設置し、受水 槽を経由せずに直接給水することをいう。)については、増圧装置以下に自己所 有のメーター(子メーター)を設置することができる。
- 2 メーターの設置場所は、原則として、建物外の見やすい場所であって、敷地内 配管延長上の5メートル以内又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置とす る。

(メーターの管理)

- 第17条 条例第15条第1項の規定によるメーターの保管者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- 2 市長は、メーターの点検又は機能を妨害すると認めるときは、そのメーターの 設置場所を変更することができる。

(給水装置の修繕費用)

- 第18条 条例第18条第2項に規定する給水装置の修繕を市長が行った場合のその修繕に要する費用は、第30条第1項に規定する修理費に準じて算定するものとする。 (給水装置及び水質検査の請求)
- 第19条 条例第19条第1項の規定により給水装置又は水質の検査の請求をする者は、 給水装置・水質検査請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

第4章 料金、加入金及び手数料

(用途の適用)

- 第20条 条例第21条第1項及び第2項の表に定める用途の適用については、次に定めるところによる。
  - (1) 一般用とは、次号、第3号及び次項に属しないものに給水装置を使用する 場合をいう。
  - (2) 公衆浴場用とは、公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)第2 条第1号に規定する一般公衆浴場に給水装置を使用する場合をいう。
  - (3) 特別用とは、次に掲げる施設に給水装置を使用する場合をいう。
    - ア 自治公民館
    - イ 営農研修館
    - ウ 小学校、中学校又は特別支援学校のプール
    - エ 共同墓地又は共同納骨堂
    - 才 消防団詰所
    - カ その他市長が公益上必要があると認めた施設
- 2 条例第21条第3項に規定する臨時用とは、期限を定めて給水装置を使用する場合をいう。
- 3 第1項第2号又は第3号の適用を受けようとする者は、公衆浴場用・特別用料 金適用申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(共同住宅等の料金算定の特例)

- 第21条 貯水槽及び増圧装置を設けて給水を受けている共同住宅等で、各戸に市のメーターが設置されていない場合の料金(以下「共同住宅等の料金」という。) は、市のメーターにより計量した使用水量を市のメーターで給水を受けることのできる戸数で除して得た水量を1戸当たりの使用水量とみなして算定することができる。
- 2 前項の料金算定に当たっては、メーターの口径を13ミリメートルとみなす。
- 3 前2項の規定により算定した各戸の料金の合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(1円未満の端数は切り捨てる。)を料金として、 水道使用者等から1枚の納入通知書により徴収する。

- 4 第1項の規定の適用を受けようとする給水装置所有者は、共同住宅等料金適用申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。同項の規定の適用を止めようとする場合又は戸数に変更があった場合も同様とする。
- 5 第1項の規定の適用を受けない共同住宅等の料金の算定その他必要な事項は、 市長が別に定める。

(使用水量の認定)

- 第22条 条例第23条の規定により使用水量を認定する場合は、直前3期間及び前年 度同期の使用水量を考慮して算定する。
- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の規定による算定方法により難いと認められるときには、その他の事実を考慮して算定することができる。

(料金の納期限)

- 第23条 料金の納期限は、毎期当該月の末日とする。
- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期限により難いと認められるときは、前項の規定にかかわらず別に納期限を定めることができる。

(加入金の納付の特例)

- 第24条 条例第27条第3項に規定する加入金の納入については、次の各号に定める場合は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 1箇所又は1世帯に2個以上設置されているメーターを統合する場合 統合後の口径に対応する加入金から、統合前の口径に対応するそれぞれの加入金の合計額を差し引いた額
  - (2) 私設消火栓を他の用途に変更しようとする場合 その口径に応じた加入金 (料金の減免)
- 第25条 条例第30条の規定により料金を減免できる場合は、次の各号のいずれかに 該当する場合で、その減免できる料金の範囲は、当該各号に定めるところによる ものとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める生活扶助を受けている場合 基本料金及び使用水量8立方メートルまでの従量料金の合計額から同法による 生活扶助費のうち料金相当額を控除した額の料金
  - (2) 災害復旧のために使用した場合 市長が当該災害復旧に使用したと認定す

る水量に相当する従量料金

- (3) 不可抗力による漏水に起因する場合 市長が別に定める従量料金
- (4) その他市長が公益上その他特別の理由があると認める場合 市長が必要と 認める料金
- 2 前項各号(第3号を除く。)による料金の減免を受けようとする者は、納期限の7日前までに水道料金減免申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項第3号に規定する不可抗力による漏水に起因する場合の料金の減免について必要な事項は、市長が別に定める。

(給水の停止による料金の減免)

- 第26条 条例第31条ただし書に規定する給水停止(以下「停水」という。)の場合 の料金の減免額は、当該基本料金の日割額に停水日数を乗じて得た額とする。
- 2 前項に規定する日割額を算出する場合の1月の日数は、30日とみなす。
- 3 停水による減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書(様式第17号)を 提出しなければならない。

(減免の処分)

第27条 市長は、前2条の規定により料金の減免の申請があった場合は、速やかに 調査の上、減免の処分を決定し、その結果を、当該申請を受けた日から起算して 60日以内に当該申請者に対し通知するものとする。

第5章 管理

(標識)

第28条 給水装置の所有者は、その門戸の見やすいところに標識(様式第18号)を 貼らなければならない。

(給水装置の検査)

第29条 条例第32条の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示すため、給水装置検査員証(様式第19号)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(管破損に伴う修理費及び料金)

第30条 条例第33条第2項に規定する管破損に伴う修理費は、次に掲げる費用の合

計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 事務費及び諸経費等
- (4) 前各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とする場合は当該費用
- 2 条例第33条第2項の規定による管破損に伴う料金の単価は、1立方メートル当たり320円とし、原因者が負担する額は、認定水量(その水量が1立方メートルに満たないときは1立方メートルとみなす。)に応じた料金に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管破損に伴う修理費及び料金の算出に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第31条 条例第38条第2項に規定する別に定めるところとは、宮崎県貯水槽水道取扱要領(平成19年4月1日制定)をいう。

第7章 雑則

(補則)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、都城市水道事業給水条例施行規程(平成18年都城市水道事業管理規程第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年12月19日都城市上下水道局管理規程第13号抄)

# (施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

都城市長の宛て		年	月	日
40-7% (1) K 96 C				
	申込者(給水装置所有者)			
	住 所			_
	氏 名		F	_
	電話番号			_

#### 給水装置工事承認願

都城市水道事業給水条例施行規程第5条第1項の規定により、給水装置の工事を申 し込みます。

なお、この給水装置については、申込者が一切の責任を負うことを誓約いたします。

工 東 廷 叫	新設・増径・新設取		水道番号	枠外に	上下水道局
工事種別	扱・増設・変更		小坦宙万	記載	受 付
	一般用 · 公衆浴場 · 特	特別	既設メータ		
用 途	用・		No.		
	私設消火栓		NO.		
設置場所			フリガナ		
以 但 物 川			屋号		
使用者住所			フリガナ		TEL
使用有性別			氏 名		TEL

都城市長 宛て

	住	所	
給水装置所有者	電話	番号_	
	氏	名	(FI)

# 給水装置廃止届

都城市水道事業給水条例施行規程第5条第2項の規定により、下記の給水装置 を廃止したいので届け出ます。

記

	r										
		提出指定工	事業者								
水道番号	口径	メータ	- No.								
設置場所		取外年	三月日								
使用者氏名		取外者	取外者氏名								
廃 止 理 由	事を行い、加入金 (2) 新設取扱い(建 (3) 増径工事(口径	(1) 給水装置を使用しない。この場合には、上下水道局が分水止工事を行い、加入金は消滅する。 (2) 新設取扱い(建直し新築・移転新築) (3) 増径工事(口径 mmから mmへ) (4) 条例第36条の規定による切離し(職権廃止)									
۷۸ J. ۷۲ PP	(1) 分岐部で止水	施工者		検	查	印					
給水装置の処置	(2) その他	施工日									
		検 査 日									

年 月 日

都城市長 宛て

申込者	住	所	
	氏	名	(FI)

# 給水装置工事申込撤回届

都城市水道事業給水条例施行規程第5条第3項の規定により、下記の給水装置 工事を撤回したいので届け出ます。

記

受	付	番	号			ı	[種			П		径	mm
設	置	場	所			·				加	入	金	円
指気	巨工事	事業者	音名							主任	技術	者名	
撤	物回の細巾		1	工事	事取	消し	,	<ul><li>(1) 井</li><li>(2) 指</li><li>(3) そ</li></ul>	定工	事業	者変更		
3104	撤回の理由				工事	種別	変更	<b>i</b>					
				3	そ	0)	他		-				

## 分岐に係る誓約書

都城市長 宛て

都城市水道事業給水条例施行規程第6条第1号の規定により、分岐に係る給水 装置の誓約書を提出いたします。

分岐による水圧低下、移設の必要又は紛争が生じた場合は、当事者間で一切を 解決します。

年 月 日

(申込者)

住 所 氏 名

(EII)

(注) 自署すること。

#### 分岐承諾書

都城市長 宛て

都城市水道事業給水条例施行規程第6条第1号の規定により、給水管から分岐 する給水装置に関する当該給水装置所有者の分岐承諾書を提出いたします。

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。なお、分岐による水圧低下、 移設の必要又は紛争が生じた場合は、当事者間で一切を解決します。

年 月 日

(申込者)

住 所 氏 名

水道番号\_\_\_\_\_

印

(注) 自署すること。

土地家屋使用に係る誓約書

都城市長 宛て

都城市水道事業給水条例施行規程第6条第2号の規定により、他人の所有地又 は家屋に給水装置の新設又は変更の申込みをしますので、土地家屋使用に係る誓 約書を提出いたします。

\_\_\_\_\_氏の所有する土地家屋を使用することに関し、紛争が生じた場合は、当事者間で一切を解決することを誓約します。

年 月 日

(申込者)

住 所

氏 名

(注) 自署すること。

印

#### 土地家屋使用承諾書

都城市長 宛て

都城市水道事業給水条例施行規程第6条第2号の規定により、他人の所有地又 は家屋に給水装置の新設又は変更の申込みをしますので、土地所有者の土地家屋 使用承諾書を提出します。

給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。 なお、この承諾に関し紛争が生じた場合は、当事者間で一切を解決します。

年 月 日

(承諾者)

住 所 氏 名

印

(注) 自署すること。

#### 給水装置所有権移転届

都城市長 宛て

都城市水道事業給水条例施行規程第6条第3号の規定により、給水装置に関する権利を譲渡しましたので、給水装置所有権移転届を提出いたします。

年 月 日

(前所有者)

住 所

氏 名

(新所有者)

住 所

氏 名

**印** 

年 月 日

都城市長 宛て

申請者	住	所_	
	氏	名	

公道に埋設されている給水管の寄附について

公道に布設した下記の私有給水管は、個人では維持管理できませんので、竣工検査を受けた後市に寄附し、今後の管理一切を市に移管します。

記

申請	地									
所有者员	モ名									
管	種	П	径			mm	延長	15		m
指定工事	業者			主日	E 技 衍	<b></b>		•		
竣工検査	奎 日			検	查	印				

年 月 日

都城市長 宛て

指定給水装置工事事業者 代表者氏名

(EII)

給水装置主任技術者名

(EI)

## 設計審査申出書

都城市水道事業給水条例施行規程第 10 条第 1 項の規程により、関係図書を添えて、給水装置工事の設計審査を申し出ます。

メーターロ ×数	1径			n	m/m×			工事内容説明
	_							
工事用	水	即日・	後日	• 臨	時栓・その	他・7	下要	
工事期間使	用者							
工期		年 月	日	~	年	月	日	
加	入	金						
口径	数	金多	Į į	領				
m/m				収				
m/m				印				
m/m								担当者名
口径		番	号		指 針	満	期	備考欄
,							年	
m/m							月	
m/m							年	
111/111							月	
m/m							年	
111/111							月	
メーター出	庫日			指針	カード作成日			

der I Sde E	ada					年 月	1	日
都城市長	宛て							
				指定給力	水装置工事事業者		E	印
				代表者」				
				給水装置	置主任技術者名		F	:[1]
			竣工検	<b></b> 生申出書				
都城市水流	<b>道事業給水</b> 額	条例施行規程第 10 条第 2	項の規定	<b>住により、給水</b> 工	E事が竣工しましたので	当該工	事の検	査を
申し出ます。								
тоща ) 。								
工事種別	新設・増	曽径・新設取扱・増設・変				受	: 付丿	月日
用 途	一般用・グ	公衆浴場用・特別用・私設消:		道番号				
			-	リガナ				
設置場所						受	: 付 種	番 号
			屋	号				
			7	リガナ				
使用者住所								
			氏	名		TEL		
		検査調書		1				
竣工・精査」	月日	図面と施工の一致	良・不良	- 指針確認月 ₹	日	指針		m <sup>3</sup>
		管 布 設 土 被	n				<u> </u>	
		使 用 材 料	良・不良	工事期間使用	]者			
検 査 月	日	施工内容	良・不良	Į.	工事費内訳			
		量水器の位置(新・既)	良・不良	公道部 ①				
		路面復旧(舗装・砂利)	良・不良	宅内部 ②				
営 業 担	当	配水管布設同時・即	无設 取出	工事費(A)				
		検査時手直し等		消費税(B)				
				検査料(C)				
				合計(A+B+C)				
				検査手数	料			
泛(4) 事物 . 卢 .	小人大却化事	t. 佐罗网,今代亚苯阿二克罗	テ <del>ジェー・</del> フ					
添付書類: 目3   の他必要とする		・位置図・完成平面図・各書	部1番・そ	調定日		調	定	

#### 既設管接続誓約書

都城市長 宛て

都城市水道事業給水条例施行規程第 15 条の規定により、既設管の接続に関する 誓約書を提出します。

今回、既設管(井戸水配管・その他)を使用して市水の給水を受けます。 なお、後日の漏水破損や料金支払い等については、所有者の責任において処置することを誓約します。

年 月 日

氏 名

印

(注) 自署すること。

※ ボイラー、太陽熱ヒーター以降の湯水混合栓等での井戸水とのクロスコネクションに注意すること。

年 月 日

都城市長 宛て

住 所

申請者

氏 名 🗊

給水装置所在地	
使 用 者 氏 名	
水 道 番 号	
検 査 請 求 の 理 由 (なるべく詳細に記 入してください。)	

(注)給水装置又は水質について該当するものを○で囲んでください。

受付日年月日受付番号第号

都城市長 宛て

住 所

申請者

氏 名 🗊

公衆浴場用 特 別 用 (新規・変更・解除)

都城市水道事業給水条例施行規程第20条第3項の規定により、次のとおり料金適用を申請します。

711 -	十明し	5	0											
名		称												
所	在	地												
水	道番	号												
水	水道料金	金	住	所										
請	求	先	氏	名							(TEL		_	)
適	用料	金			公	衆	浴	場	用	•	特	別	用	
備		考												

<sup>\*</sup> 公衆浴場については、宮崎県公衆浴場法施行条例第14号第2条第1号の適用 を受けた公衆浴場に限る。

様式第15号(第21条関係)

 受付日
 年
 月
 日

 受付番号
 第
 号

都城市長 宛て

住 所

申請者

氏 名

共同住宅等料金適用申請書 (新規・変更・解除)

都城市水道事業給水条例施行規程第21条第4項の規定により、次のとおり共同住 宅等料金適用を申請します。

名	称	
所 在	地	
部屋戸	数	戸水道番号
申請年月	日	年 月 日
開始	期	年度期より
水 道 料 請 求	金 先	住 所
		氏名
備	考	

※ 部屋戸数とは、各居室が完全に区画され独立している部屋の戸数であり、住居、 店舗等の区別はない。なお、共用栓は、戸数に含まない。

年 月 日

都城市長 宛て

住 所

申請者

氏 名

水道料金減免申請書

都城市水道事業給水条例施行規程第25条第2項の規定により、水道料金の減免 を申請します。

給水装置所在地																	
使	用	者	氏	名													
水	道		番	号													
年				度	期	納		期	限	減	免	前	の	水	道	料	金
	年度					年	月	日								円	
							年	月	日								円
							年	月	日								円
							年	月	日								円
							年	月	日								円
							年	月	日								円
			受ける事														

年	月	日

都城市長 宛て

住 所

申請者

氏 名

水道料金減免申請書

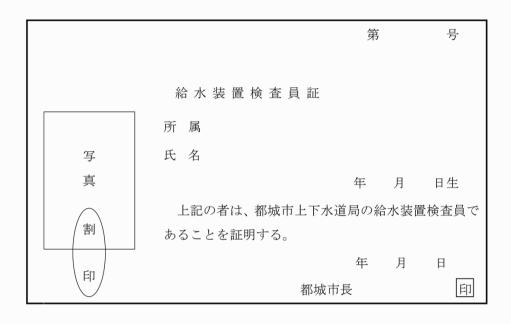
都城市水道事業給水条例施行規程第26条第3項の規定により、水道料金の減免 を申請します。

給水装置所在地													
使 用 者 氏 名													
水 道 番 号													
給水停止の期間	年		月		日から		年		月		日まで		
年    度	期	納	期		限	減	免	前	0	水	道	料	金
年度			年	月	日								円
			年	月	日								円

市水道

水道番号

指定工事業者名



裏

- 1 本証は、水道法第17条の規定に基づく給水装置の検査を行う場合には、 必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に譲渡し、貸与し、又は使用させないこと。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 様式第1号(第5条関係)
- 様式第2号(第5条関係)
- 様式第3号(第5条関係)
- 様式第4号(第6条関係)
- 様式第5号(第6条関係)
- 様式第6号(第6条関係)
- 様式第7号(第6条関係)
- 様式第8号(第6条関係)
- 様式第9号(第8条関係)
- 様式第10号(第10条関係)
- 様式第11号(第10条関係)
- 様式第12号(第15条関係)
- 様式第13号(第19条関係)
- 様式第14号 (第20条関係)
- 様式第15号(第21条関係)
- 様式第16号 (第25条関係)
- 様式第17号 (第26条関係)
- 様式第18号(第28条関係)
- 様式第19号 (第29条関係)